

令和4年1月20日

令和4年第1回

水戸市国民健康保険運営協議会資料

水戸市保健福祉部国保年金課

報告事項

1 令和4年度国保事業費納付金について

(1) 令和4年度国保事業費納付金の算定結果（確定値）について

① 県全体の国保事業費納付金（一般被保険者分）

県全体の令和4年度国保事業費納付金（確定値）の総額は、令和3年12月末に国から示された確定係数を基に算定した結果、約735億円となった。

【県全体の状況】

区分	R4年度 (確定値)	R3年度	増減
国保事業費納付金	約735億円	約705億円	約30億円 (+4.25%)

【納付金算定に用いる主な公費等の増減】

納付金の算定に用いる保険給付費や主な公費等の増減により、令和3年度推計値と比較して、県全体の納付金額が約30億円増額となった。

増額と主な公費等	増減額	納付金への影響	
保険給付費	△33億円	△33億円	
前期高齢者交付金	△60億円	60億円	※国の係数による減
療養給付費等負担金等	8億円	△8億円	
年度間調整（決算剰余金※）	△5億円	5億円	※R3:35億円→R4:30億円
後期高齢者支援金	△12億円	△12億円	
介護納付金	△3億円	△3億円	
その他公費の増・減	-	21億円	
合計	-	30億円	※県全体：約30億円増

【仮算定と本算定との比較】

県全体の納付金額は、保険給付費の再推計や納付金算定に用いる係数を「確定係数」に置き換え算定したことにより、仮算定の額と比べて約11億円の減となった。

区分	令和4年度		増減
	仮算定	確定値	
国保事業費納付金	約746億円	約735億円	△約11億円 (△1.47%)

② 水戸市の国保事業費納付金（一般被保険者分）

水戸市の国保事業費納付金（確定値）の総額は約63億1,900万円となり、令和3年度納付金と比べ、約3億5,200万円の増となった。また、仮算定額と比べて約8,700万円の減となった。

【水戸市の状況】

（単位：円）

国保事業費納付金	R4年度 （確定値）	R3年度	増減
医療分	4,040,693,168	3,651,996,385	388,696,783
後期高齢者支援金分	1,657,485,112	1,698,712,052	△41,226,940
介護納付金分	620,801,534	615,477,517	5,324,017
合計	6,318,979,814	5,966,185,954	352,793,860 (+5.91%)

【仮算定と本算定との比較】

（単位：円）

区分	令和4年度		増減
	仮算定	確定値	
医療分	4,173,083,335	4,040,693,168	△132,390,167
後期高齢者支援金分	1,675,775,874	1,657,485,112	△18,290,762
介護納付金分	557,853,384	620,801,534	62,948,150
合計	6,406,712,593	6,318,979,814	△87,732,779 (△1.37%)

(2) 令和4年度の必要保険税額について

国保事業費納付金算定結果を基にした推計（一般被保険者分）

令和4年1月現在

(単位：千円)

項目		R4年度 (仮算定)	R4年度 (確定値)	備考
歳出	① 国保事業費納付金	6,406,712	6,318,979	・R4納付金 仮算定→確定値
	② その他事業費	580,100	580,100	・保健事業費 ・出産育児一時金等
A	事業に要する経費 (①+②)	6,986,812	6,899,079	
歳入	③ 県交付金	292,600	292,600	・県特別交付金等
	④ 保険基盤安定繰入 (保険者支援分)	419,800	419,800	
	⑤ 一般会計繰入	341,000	341,000	
	⑥ その他収入	87,700	87,700	・その他収入 (延滞金等)
	⑦ 繰越金	352,212	264,479	※繰越金の活用
B	現年分保険税以外の歳入合計 (③+④+⑤+⑥+⑦)	1,493,312	1,405,579	
C	事業運営に必要な保険税額 ※保険基盤安定軽減分含む (A-B)	5,493,500	5,493,500	
D	現年分保険税収入見込額 ※保険基盤安定軽減分含む	5,493,500	5,493,500	※2方式改正税率による 収入見込額
E	収入差額 (D-C)	0	0	

答 申 書

国運答申第1号
令和4年1月20日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市国民健康保険運営協議会
会長 袴塚 孝雄

令和4年度水戸市国民健康保険税について（答申）

令和3年8月27日付国保諮問第1号で諮問のあった標記の件については、本協議会において、関係資料に基づき慎重に審議した結果、別添のとおり結論を得たので、ここに答申いたします。

1. はじめに

国民健康保険制度は、公的医療保険制度として、昭和34年の国民健康保険法施行以来、国民皆保険の基盤を支える重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、他の医療保険制度に比べて、被保険者の年齢構成が高いこと等により医療費水準が高い一方、所得に占める保険料負担が重いなどの構造的な問題を抱えていた。

こうした課題に対応するため、平成30年度から、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営において中心的な役割を担い、制度を安定化させてきた。

このような中、今後も国保の安定的な財政運営と効率的な事業運営を図るため、茨城県においては、令和2年10月に改訂した県内市町村の統一的な運営方針である、「茨城県国民健康保険運営方針」において、各市町村の保険税の賦課方式を2方式とし、令和4年度からの県内統一を目指すこととした。

本協議会においても、国保制度改革の趣旨を踏まえ、令和3年2月26日付の「水戸市国民健康保険税の賦課方式等の変更についての意見書」により、保険税に係る賦課方式の現行3方式から所得割・被保険者均等割の2方式への変更と保険税率の見直しについて検討することを承認した。

2 審議の経過

本協議会は、令和3年8月27日に、水戸市長から令和4年度水戸市国民健康保険税について諮問され、県が定める「茨城県国民健康保険運営方針」に基づき、令和4年度から保険税の賦課方式を現行の3方式から2方式に変更することとあわせて、保険税率等についても検討する必要があることから、令和4年度の国保事業費納付金の仮算定額に基づく必要保険税額の試算結果について市から説明を受け、それらに基づき示された2方式による保険税率等改正方針（案）及び保険税率等改正（案）について審議した。市から示された令和4年度の保険税率等改正方針（案）及び保険税率等改正（案）については、以下のとおりである。

(1) 令和4年度の保険税率等改正方針（案）

① 繰越金の活用による実質ゼロ改定

現行税率（3方式）による令和4年度の保険税収入見込額によると、必要保険税額に対し、約3億6,000万円の不足が見込まれることから、賦課方式の変更だけでなく、不足額を賄うための増収まで見込んだ税率の設定とするところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響による経済状況が不安定な中、

被保険者の急激な負担増に繋がらないよう、不足額については国保会計の繰越金によって賄うこととすることで、被保険者の経済的負担の増加を回避する。

また、賦課方式を2方式に変更することで、世帯の所得や人数構成により、被保険者間における保険税額の増減は発生するが、現行税率(3方式)による保険税収入見込総額と、2方式による保険税収入見込総額を同額とし、被保険者全体の税負担額を変えないことで、実質的な改定をゼロとする。

② 子育て世帯に対する負担軽減

令和4年度から国が制度化する、未就学児に係る均等割額の5割軽減措置のほか、県が新設した、賦課方式を2方式へ変更した場合に交付される交付金メニューを活用することで、18歳年度末までの全ての子どもに係る均等割額について5割軽減とすることとし、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。

(2) 令和4年度の保険税率等改正(案)

賦課方式を2方式とすることで発生する多人数世帯や所得の多い世帯などへの影響について、世帯の人数及び所得階層に基づき検証が行われ、応能割合と応益割合の最適なバランスを考慮することで、なるべく被保険者間の保険税負担に不公平感が出ないような改正(案)とした。

なお、保険税率等の設定に当たっては、応能割合(所得割)と応益割合(均等割)の比率を、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額については60:40、介護納付金課税額については50:50とした。

これらの(案)について慎重に審議を行い、委員からは、「保険税収入不足が見込まれる分については、これまでの繰越金をうまく活用しながら市民負担を軽減する方法はよいと考える。」、「保険税率等の試算については、市民の負担軽減と保険税負担に不公平感が出ないようにという方針のもと、考慮された試算であり賛成である。」、「不公平感が出ないように試算を行った税率となっているが、2方式に変更し税率改正を行った後も、世帯構成や所得状況から、どのような世帯にどういった影響が出ているか更なる検証が必要ではないか。」などの意見が出された。

3 審議結果

急速な高齢化等による医療費の更なる増加や、長引く新型コロナウイルス感染症の影響等への対応も求められている中、令和4年度の保険税率等の改正に当たっては、被保険者への影響が最小限となるよう考慮されるべきものである。

市から示された令和4年度の保険税率等改正（案）については、保険税率等改正方針（案）に基づき、現行税率が続くものとした場合における保険税収入見込総額を変えることなく、被保険者全体の保険税負担額を同額とすることで、実質的なゼロ改定としているほか、必要となる保険税の不足額についても、繰越金を活用することで、被保険者の急激な負担増に繋がらないよう十分な配慮がされている。

また、子育て世帯に対しても、国制度による軽減にとどまらず、就学児から18歳年度末までの子どもに係る負担軽減も実施予定とする等、子育て支援の観点からも十分な配慮がされているものとする。

さらに、2方式による保険税率等の設定に当たっては、被保険者への影響が最も少なくなるような応能割合と応益割合の比率により、税率等の設定を行うべきであるが、市においては、様々な世帯構成や所得階層からその影響等について検証を重ねていることから、本協議会においては、被保険者にとって最適なバランスを考慮した保険税率等であると判断した。

以上の審議を踏まえ、令和4年度の水戸市国民健康保険税の税率等については、次のとおり実施されたい。

(1) 税率等について

① 基礎課税額

区 分		現 行	改 正
税 率	所得割額	100分の7.15	100分の7.84
	被保険者均等割額	23,000円	30,500円
	世帯別平等割額	26,000円	廃 止

② 後期高齢者支援金等課税額

区 分		現 行	改 正
税 率	所得割額	100分の2.35	100分の3.44
	被保険者均等割額	7,000円	12,600円
	世帯別平等割額	9,000円	廃 止

③ 介護納付金課税額

区 分		現 行	改 正
税 率	所得割額	100分の2.05	100分の2.31
	被保険者均等割額	9,500円	15,200円
	世帯別平等割額	5,500円	廃 止

(2) 施行期日

令和4年4月1日

4 附帯意見

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響による医療費の動向や、団塊の世代の後期高齢者医療制度移行による被保険者数の減少等、国保事業費納付金の算定においては、今後も不安定な要素が見込まれており、国保事業費納付金の変動等による国保税の急激な変化は、制度の安定性を欠くことに繋がると思われる。従って、今後も安定した国保財政を運営していくため、令和5年度、令和6年度についても繰越金の活用により被保険者の負担軽減を図りながら、保険税率等を据え置くこととされたい。

ただし、国保事業費納付金の大幅な変動等により、国保運営に大きな影響が見込まれる場合には、税率改正について柔軟に対応すること。

(2) 引き続き、国保税の収納率向上や交付金等の財源確保、特定健診の受診率向上やデータ分析に基づいた保健事業などによる医療費の適正化に努めること。

(3) 県の国保財政の運営状況を注視し、健全化や効率化に向けた取組要請を行うとともに、国や県に対して市町村への支援を要望すること。